

事業名	学校における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究	
主管課及び関係課 (課長名)	(主管課) 初等中等教育局児童生徒課 (課長: 坪田眞明)	
施策目標及び達成目標	施策目標 2 - 2 豊かな心の育成と児童生徒の問題行動等への適切な対応 達成目標 2 - 2 - 5 小学校における教育相談体制の充実を図るとともに、不登校などの未然防止や早期発見・早期対応、学校運営の課題や児童虐待への対応等について研究し、その成果の普及を図る。	
事業の概要	昨今の児童虐待事件や児童虐待防止法改正を踏まえ、学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組事例の収集・分析や海外の先進的取組についての委託調査を実施し、その成果の普及を図ることにより、学校・教育委員会における取組の一層の充実を図る。	
予算額及び事業開始年度	平成17年度概算要求額: 18百万円 事業開始年度: 平成17年度	
得ようとする効果	児童虐待防止に向けた学校における取組について、国内・海外の先進的事例(海外における児童虐待防止に効果的な手法など)の収集・分析を行い、その研究成果を全国の学校・教育委員会において活用・参照することにより、地域の実情に応じた取組のより一層の充実が図られる。	達成年度
		平成17年度
必要性	<p>大阪府岸和田市や大阪市における児童虐待事件に象徴されるように、児童虐待の問題は極めて深刻な状況にあり、子どもに接する機会が多い教職員は、児童虐待の早期発見・対応において重要な役割を担っている。さらに、改正された児童虐待防止法においては、学校・教育委員会による適切な対応・支援の充実が一層求められている。</p> <p>しかしながら、学校における児童虐待への対応に係る教職員の経験は、未だ十分であるとはいえないとの指摘があり(「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」(科研費研究))。また、児童虐待によって長期欠席に至っている場合など、状況把握や対応が難しいケースに苦慮している地域の実態等を考慮すると、国において国内・海外の先進的取組等を集中的に収集・分析し、その成果を全国へ普及することにより、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図ることは喫緊の課題である。</p> <p>また、改正児童虐待防止法においても、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケアや児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割等について、国及び地方公共団体が調査研究を行うべきことが規定されている(第4条)。</p> <p>平成15年度実績評価においても、「問題行動等の背景について調査研究等を行う必要がある。」と指摘されている。</p>	
効率性	児童虐待防止に向けた学校・教育委員会における取組は未だ十分でない地域もあり、また、最近の改正児童虐待防止法の内容も踏まえる必要があることから、国において国内・海外の様々な先進的取組を集中的に収集し、専門家等の協力を得ながら分析を行い、その研究成果を全国へ普及することにより、地域における取組の充実に役立ち、効率的に実施できると判断できる。	
有効性	効果の把握の仕方 (検証の手順)	国内・海外の先進的取組事例等を収集し、専門家による分析を行った上で研究成果を取りまとめ、教育委員会等へ送付することにより、各学校・教育委員会における地域の実情に応じた取組の充実に役立てる。また、事業終了後には、都道府県における研修での活用状況等について、アンケート調査により把握する。
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	本調査研究の実施及び成果の普及により、全国の学校・教育委員会において、教職員に対する啓発・研修資料として活用・参照したり、また、独自の取組を行う際に参考とするなど、各地域における児童虐待防止に向けた取組の充実に資するものと判断できる。

児童虐待防止法改正を踏まえた学校における取組の充実

背景

児童虐待の深刻な状況

- ・ 大阪府岸和田市等における児童虐待事件等重大な児童虐待事件が続発
- ・ 児童相談処理件数の増加（平成15年度 2万6573件 過去最多）

児童虐待防止法の改正

- ・ 児童虐待の予防及び早期発見から被虐待児童の自立支援まで、国及び地方公共団体の責務の明確化（第4条）
- ・ 国及び地方公共団体における児童虐待防止に寄与する研修、調査研究等の実施（第4条）
- ・ 児童虐待に係る通告義務の範囲の拡大（第6条） 等

学校・教育委員会における児童虐待に対する取組の一層充実が喫緊の課題



児童虐待防止に向けた取組の充実

改正児童虐待防止法第4条において、国の責務として学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割についての調査研究の実施について規定

学校における児童虐待への対応に係る教職員の経験が未だ十分とはいえない状況にある」との指摘（「児童虐待に関する学校の対応について調査研究」（H14、15年度科研費研究））

必要性

こじつした状況を踏まえ

施策

児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究

専門家等による分析

学校・教育委員会における全国的な児童虐待防止に係る実践事例の収集
海外の児童虐待防止に向けた先進的取組に関する調査

期待される効果

- ・ 都道府県・市町村教育委員会等において 調査研究の成果を活用
- ・ 学校の教職員等の普及・啓発資料に活用
- ・ 地域の実情に応じた取組の充実の際に活用